

令和2年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第50号

令和2年2月



令和2年第1回千葉市議会定例会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	令和元年度千葉市一般会計補正予算(第8号)	別冊
2	令和元年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
3	令和元年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
4	令和元年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
5	令和元年度千葉市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
6	令和元年度千葉市下水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
7	令和2年度千葉市一般会計予算	別冊
8	令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
9	令和2年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
10	令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
11	令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
12	令和2年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
13	令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
14	令和2年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
15	令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
16	令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
17	令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
18	令和2年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
19	令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
20	令和2年度千葉市学校給食事業特別会計予算	別冊
21	令和2年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊
22	令和2年度千葉市病院事業会計予算	別冊
23	令和2年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
24	令和2年度千葉市水道事業会計予算	別冊
25	法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
26	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4

議案 番号	議 案 件 名	頁
27	千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	6
28	千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
29	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	22
30	千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止について	24
31	心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	25
32	千葉県消防関係手数料条例の一部改正について	26
33	千葉県立病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正について	27
34	千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について	28
35	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について	29
36	千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について	31
37	千葉県証明等手数料条例の一部改正について	33
38	千葉県地方卸売市場業務条例の全部改正について	35
39	千葉県保育所設置管理条例の一部改正について	69
40	千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	70
41	千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	71
42	千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	73
43	千葉県心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について	75
44	千葉県建築関係手数料条例の一部改正について	77
45	土地の処分について(旧千葉県高洲市民プールの跡地)	78
46	財産の処分について(千葉県乳牛育成牧場の建物)	79
47	指定管理者の指定について(昭和の森)	81
48	包括外部監査契約について	82
49	議決事件の一部変更について(千葉県新庁舎整備工事に係る工事請負契約)	83
50	市道路線の認定及び廃止について	86

議案第 25 号

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 千葉市行政不服審査法施行条例 (平成 28 年千葉市条例第 1 号)
の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「日本工業規格 A 列 3 番」を「日本産業規格 A 列
3 番」に改める。

(千葉市吏員退職年金等に関する条例の一部改正)

第 2 条 千葉市吏員退職年金等に関する条例 (昭和 26 年千葉市条例第
19 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

(千葉市衛生関係手数料条例の一部改正)

第 3 条 千葉市衛生関係手数料条例 (平成 12 年千葉市条例第 11 号)
の一部を次のように改正する。

別表 15 の項中「魚介類せり売営業の」を「魚介類競り売り営業の」
に、「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許
可申請手数料」に、「魚介類せり売営業許可更新申請手数料」を「魚
介類競り売り営業許可更新申請手数料」に改め、同表 16 の項中「魚
肉ねり製品製造業の」を「魚肉練り製品製造業の」に、「魚肉ねり製
品製造業許可申請手数料」を「魚肉練り製品製造業許可申請手数料」
に、「魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料」を「魚肉練り製品製
造業許可更新申請手数料」に改め、同表 26 の項中「醤油製造業の」
を「しょうゆ製造業の」に、「醤油製造業許可申請手数料」を「しょ
うゆ製造業許可申請手数料」に、「醤油製造業許可更新申請手数料」
を「しょうゆ製造業許可更新申請手数料」に改め、同表 31 の項中

「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可更新申請手数料」に改める。

(千葉県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第4条 千葉県特定非営利活動促進法施行条例(平成24年千葉県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第5条まで」を「第6条から第8条まで」に改める。

(千葉県が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正)

第5条 千葉県が千葉県信用保証協会に対し交付する損失てん補金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成28年千葉県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第128条第1項」を「第135条第1項」に、「第127条第2項」を「第134条第2項」に改め、同項第2号中「第133条第1号」を「第140条第1号」に、「第133条第2号」を「第140条第2号」に、「第127条第2項第1号」を「第134条第2項第1号」に改める。

(千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の一部改正)

第6条 千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例(令和元年千葉県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ(オ) f 中「設けられること」を「設けられていること」に改め、同号エ(シ) 中「に適切に」を「適切に」に改め、同条第3号ウ中「より掲示」を「より提示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2

年4月1日から、第3条の規定は同年6月1日から、第6条の規定は同年10月1日から施行する。

~~~~~

### 議 案 説 明

法令の改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第 26 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

## 千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項の見出し中「及び副市長」を削り、同項中「及び副市長」を削り、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に、「、市長にあつては 100 分の 15」を「100 分の 5」に改め、「、副市長にあつては 100 分の 7 をそれぞれ」を削る。

附則第 23 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

別表第 1 農業委員会の会長の項中「67,000 円」を「114,000 円以内で、市長が別に定める額」に改め、同表農業委員会の会長職務代理者の項中「60,000 円」を「102,500 円以内で、市長が別に定める額」に改め、同表農業委員会の委員の項中「53,000 円」を「95,500 円以内で、市長が別に定める額」に改め、同表農地利用最適化推進委員の項中「40,000 円」を「91,000 円以内で、市長が別に定める額」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 7 月 20 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年 7 月 20 日以後に任命された農業委員会の委員及び同日以後に委嘱された農地利用

最適化推進委員に係る報酬について適用し、同日前に任命された農業委員会の委員及び同日前に委嘱された農地利用最適化推進委員に係る報酬については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

財政状況を踏まえ、市長の給与について減額措置を見直し、継続するとともに、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を上限の額に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 27 号

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(昭和 42 年千葉市条例第 55 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の
例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 5 号の規定は、この条例の施行の
日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に
係る補償について適用する。

~~~~~

議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、フルタイムの会計年度任用職員に対  
する補償基礎額を定めるため、条例の一部を改正しようとするもので  
あります。

## 議案第 28 号

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次  
のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

## 千葉県条例第 号

千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本方針（第 3 条）

第 3 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 30 条）

### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 68 条の 5 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第 2 条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（1）次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘

している」と認められる場合を含む。 ) 。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね 50 パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。 ) 。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第 8 条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第 11 条第 3 号に規定する住宅扶助に係るものに限る。 ) に基づく額以下であること。

## 第 2 章 基本方針

(基本方針)

第 3 条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道

府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

#### （構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

#### （設備の専用）

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

#### （職員等の資格要件）

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第20条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

#### （運営規程）

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）職員の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害に備え、当該無料低額宿泊所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第11条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第

- 201号)の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
  - 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
    - (1) 居室
    - (2) 炊事設備
    - (3) 洗面所
    - (4) 便所
    - (5) 浴室
    - (6) 洗濯室又は洗濯場
  - 5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
    - (1) 共用室
    - (2) 相談室
    - (3) 食堂
  - 6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
    - (1) 居室
      - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
      - イ 地階に設けてはならないこと。
      - ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。
      - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第12条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第13条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）



(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの  
(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第14条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第15条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料
  - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
  - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第16条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第19条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第20条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第21条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第22条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第23条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第25条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とす

る。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第13条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、市長の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第27条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第28条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第29条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第11条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に存する無料低額宿泊所が令和2年3月31日において事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

(1) 居室の床面積が、収納設備を除き、4.95平方メートル以上であること。

(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付し

- て説明を行い、同意を得ること。
- (3) 第11条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - (4) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。
  - (5) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 2 前項の建物については、同項第4号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。



### 議 案 説 明

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めるため、条例を制定しようとするものであります。



議案第 29 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千葉市条例第 46 号）  
の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会）

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審  
議するため、千葉市災害弔慰金等支給審査委員会（次項及び第 6 項に  
おいて「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市  
長が任命する。

4 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた  
場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い  
た後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市  
長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



## 議 案 説 明

災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号

千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止について

千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止する条例

千葉県食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成12年千葉市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

食品衛生法の一部改正に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

議案第 31 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

千葉市条例第 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年千葉市条例第
29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「である者」の次に「（障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10
号）第 35 条第 1 号に規定する高額治療継続者（次号において「高額治
療継続者」という。）を除く。）」を加え、同項第 4 号中「の当該重度
の心身障害者」の次に「（高額治療継続者を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は、
この条例の施行の日以後の申請に係る医療費の助成を受けることがで
きる者であることの認定について適用し、同日前の申請に係る医療費
の助成を受けることができる者であることの認定については、なお従
前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

高額な治療を長期継続しなければならない自立支援医療の受給者に  
ついて、一定以上の所得がある場合であっても、医療費助成の対象と  
するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 32 号

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表 32 の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る検査手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 33 号

千葉市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正について
千葉市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市立病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
千葉市立病院看護師等修学資金貸与条例（平成 25 年千葉市条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議案説明

民法の一部改正に伴い、利率の規定を改めるため、条例の一部を改  
正しようとするものであります。

議案第 34 号

千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

千葉県指定特定非営利活動法人等を定める条例（平成 27 年千葉県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 指定特定非営利活動法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 千葉市市税条例第 14 条の 3 第 2 項の期日 |
|----------------|------------|---------------------------|
| 削除             |            |                           |

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

特定非営利活動法人に係る個人市民税の寄附金税額控除の対象となる指定の更新をしないこととするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 35 号

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 63 年千葉市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第 3 条第 2 項の期間ごとに、第 1 項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日までにこの条例による改正前の第 3 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第 4 項の規定の適用を受ける者であって、その者の更新を受けた登録に係る同条第 2 項の期間の起算日が同日以前であるものを含む。）であって、この条例の施行の日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録に係る同条第 2 項の期間が満了するまでの間、この条例による改正後の第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。



議 案 説 明

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 36 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

別表第 2 可燃ごみの項に次のように加える。

	指定袋であって、容量が 5 リットル相当のもの 1 枚につき 4 円
--	------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 可燃ごみの項の改正規定は同年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 2 可燃ごみの項に規定する手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



議 案 説 明

新たに、5リットルの家庭系可燃ごみ指定袋に係るごみの処理手数料を定めるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 37 号

千葉県証明等手数料条例の一部改正について

千葉県証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県証明等手数料条例の一部を改正する条例

千葉県証明等手数料条例（昭和 22 年千葉県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号を削り、同条第 13 号中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 14 号を同条第 13 号とし、同条第 15 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 28 号中「37, 000 円」を「33, 900 円」に改め、同号を同条第 27 号とし、同条第 29 号中「17, 000 円」を「15, 000 円」に改め、同号を同条第 28 号とし、同条第 30 号中「37, 000 円」を「33, 900 円」に改め、同号を同条第 29 号とし、同条第 31 号中「17, 000 円」を「15, 000 円」に改め、同号を同条第 30 号とし、同条第 32 号を同条第 31 号とし、同条第 33 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第 2 条第 28 号から第 31 号までの改正規定（同条第 28 号中「37, 000 円」を「33, 900 円」に改める部分、同条第 29 号中「17, 000 円」を「15, 000 円」に改める部分、同条第 30 号中「37, 000 円」を「33, 900 円」に改める部分及び同条第 31 号中「17, 000 円」を「15, 000 円」に改める部分に限る。）は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16

号) 附則第 1 条第 6 号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、砂利等の採取計画の認可の手数料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 38 号

千葉県地方卸売市場業務条例の全部改正について  
千葉県地方卸売市場業務条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

### 千葉県地方卸売市場業務条例

千葉県地方卸売市場業務条例（平成 25 年千葉県条例第 52 号）の全部を改正する。

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 6 条—第 19 条）

第 2 節 仲卸業者（第 20 条—第 25 条）

第 3 節 売買参加者（第 26 条—第 28 条）

第 4 節 関連事業者（第 29 条—第 35 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 36 条—第 58 条）

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理（第 59 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 60 条—第 67 条）

第 6 章 監督（第 68 条—第 70 条）

第 7 章 雑則（第 71 条—第 76 条）

### 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、千葉県地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第 13 条第 1 項に規定する都道府県知事の認定を受けるために必要な事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の位置及び面積)

第2条 市場の位置及び面積は、次のとおりとする。

位置 千葉市美浜区高浜2丁目2番1号

面積 190,350平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる取扱品目の部類ごとに、次に掲げる物品とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品(干海苔を除く。)並びに規則で定めるその他の食料品

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日(以下「休日」という。)を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日(1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日までの日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵、販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者（第7条第1項の規定により市長の許可を受けて、市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

（卸売業者の数の最高限度）

第6条 卸売業者の数の最高限度は、次に掲げる取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 2

水産物部 2

（卸売業者の許可）

第7条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の名称及び住所

（2）資本金又は出資の額及び役員の氏名

（3）許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（1）申請者が法人でないとき。

（2）申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

（3）申請者が市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

（4）申請者の業務を執行する役員が禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。



- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち第2号又は第3号に該当する者があるとき。
- (6) 申請者が第14条第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (7) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (8) 申請者の業務を執行する役員又は使用人が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の仲卸業者又は売買参加者であるとき。
- (9) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。
- (10) 申請者の業務を執行する役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当する者があるとき。
- (11) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。
- (12) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

（卸売業者の責務）

第8条 卸売業者は、その許可に係る業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通経費の節減に努め、公正明朗な取引を推進しなければならない。

（保証金の預託）

第9条 卸売業者は、市長から第7条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第10条 卸売業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、次に掲げる額の範囲内において、規則で定める。

青果部 120万円以上1,600万円以下

水産物部 120万円以上2,400万円以下

2 前項の保証金は、国債証券又は地方債証券をもって代用することができる。

3 前項の国債証券又は地方債証券の価格は、その額面金額に相当する額の範囲内において、規則で定める額とする。

(保証金の追加預託)

第11条 第9条第1項の保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき額が増額されたときその他不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、その業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第12条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の他の債権者に先立って弁済を受ける権利に優先して、第9条第1項の保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第9条第1項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第13条 第9条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第14条 市長は、卸売業者が第7条第4項各号(第6号、第7号又は

第9号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による取消しの処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(名称変更等の届出)

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第7条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(3) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第16条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「市場法施行規則」という。)第21条第1項の規定により、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(せり人の登録)

第17条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(1) 卸売業者名

(2) 登録を受けようとするせり人の氏名

3 前項の登録申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が仲卸業者（第20条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）であって第60条第1項の規定による指定を受けたものにおいて市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行うものをいう。以下同じ。）若しくは売買参加者（第26条第1項の市長の承認を受けた者をいう。以下同じ。）又はこれらの者の役員若しくは使用人であるときは、その登録をしてはならない。

（せり人の責務）

第18条 せり人は、その職務を誠実、公正かつ迅速に遂行しなければならない。

2 せり人が市場においてせりに従事するときは、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。

（せり人の登録の消除）

第19条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除するものとする。

(1) せり人が第17条第4項に規定する事由に該当することとなったとき。

(2) せり人がせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認められるとき。

(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。

## 第2節 仲卸業者

（仲卸業者の許可）

第20条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条に規定する取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請者が法人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の名

(3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第23条第1項若しくは第2項又は第70条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち前各号(第4号を除く。)のいずれかに該当する者がいるとき。

(7) その許可申請に係る市場内の仲卸業者の店舗に空きがないとき。

(8) 申請者が暴力団員等であるとき。

(9) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち前号に該当する者がいるとき。

(10) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(11) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

(仲卸業者の責務)

第21条 仲卸業者は、その許可に係る業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ妥当な評価及び経営の近代化に努め、公正明朗な取引を推進しなければならない。

(保証金)

第22条 仲卸業者は、市長から第20条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 仲卸業者の預託すべき第1項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに第66条第1項の規定により納付すべき使用料（仲卸売場の使用に係るものに限る。）の月額額の6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。

4 第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第23条 市長は、仲卸業者が第20条第4項各号（第3号、第4号及び第7号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による取消しの処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(名称変更等の届出)

第24条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第20条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第25条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が第28条又は第70条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であると

き。

- (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験を有しない者であるとき。
- (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに前号に該当する者があるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに前号に該当する者があるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。
- (8) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

(名称変更等の届出)

第27条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第3項第1号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第28条 市長は、売買参加者が第26条第4項各号（第1号及び第2号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げ



る者に対し、市場施設において業務を営むことを許可することができる。

- (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において業務を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請者が法人であるときは、資本金又は出資の額及び役員 の氏名
- (3) 許可を受けて営もうとする業務の種類及び内容  
(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項各号の業務を営むことについての許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が第33条又は第70条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は第2号に該当する者があるとき。
- (5) 申請者が業務に必要な行政庁の許可を受けていないとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち前号に該当する者があるとき。
- (8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- (9) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けてい

ると認められるとき。

(関連事業者の責務)

第31条 第29条第1項の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、市場機能の充実に資するものとして業務を適正かつ健全に運営し、経営の近代化を図り、市場利用者に対し便益を提供するとともにサービスの向上に努めなければならない。

(保証金)

第32条 関連事業者は、第29条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき第1項の保証金の額は、第66条第1項の規定により納付すべき使用料の月額に6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。

4 第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(許可の取消し等)

第33条 市長は、関連事業者が第30条各号（第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する規制等)

第34条 市長は、第29条第1項各号に規定する業務の適正かつ健全

な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

- 2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。  
(名称変更等の届出)

第35条 関連事業者は、第29条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第36条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第37条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

- 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）について、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由によりせり売開始時刻以前に卸売をする場合
- (7) 第40条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、千葉市地方卸売市場運営協議会設置条例（平成25年千葉市条例第51号）に規定する協議会（以下この章において「協議会」という。）の意見を聴くとともに、その数値を市場内の卸売場に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所に掲示する等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

（相対取引の承認申請）

第38条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 卸売業者名
- (2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量
- (3) せり売又は入札の方法によることが著しく不適當である理由  
（差別的取扱いの禁止等）

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲

卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第44条第1項の規定により届け出た受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

3 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる事情がある場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

(3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

2 前項の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 卸売業者名

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしなければならない

ない理由

- 3 第1項の規定により許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(市場外にある物品の卸売の禁止)

- 第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市長が指定する場所にある物品を卸売するとき。
- (2) 卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。
- (3) 卸売業者が、情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。

- 2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 卸売業者名
- (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- (3) その場所に置く物品の種類

- 3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請

書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 卸売業者名
- (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目
- (3) 当該取引による卸売の数量の上限
- (4) 実施期間
- (5) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
- (6) 当該取引における物品の引渡方法に関する事項
- (7) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法
- (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- (9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

- (1) 当該取引に参加する機会が仲卸業者及び売買参加者に与えられること。
- (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級（野菜及び果実に限る。）、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものに関する情報が提供されることが確実であること。
- (3) 当該取引において、物品の引渡方法が定められることが確実であること。
- (4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。
- (5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

7 市長は、第1項第3号の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

8 第1項第3号の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る第5項第2号から第8号まで（第5号を除く。）に掲げる事項及び

当該取引に参加する仲卸業者又は売買参加者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した変更承認申請書に規則で定める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第42条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において第7条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第43条 卸売業者は、市場において第7条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、卸売取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合として規則で定める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る生鮮食料品等の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受託場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項



(12) 第40条第1項ただし書、第46条第3項又は第71条の規定による場合に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項

(受託物品の検収)

第45条 卸売業者は、受託物品（第41条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをするもの（以下「情報通信取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、当該物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の受託物品の異状については、同項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

3 情報通信取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実に行なわなければならない。

(卸売をした相手方の明示等)

第46条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その

差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第47条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって卸売業者から買い入れることが困難なものを卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、仲卸業者が、市長の許可を受けているときは、この限りでない。

3 前項ただし書の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 仲卸業者名

(2) 買い入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方

(3) 市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情

4 市長が第2項ただし書の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき考慮してするものとする。

5 第2項ただし書の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第48条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他の不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「買受代金」という。）の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第49条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（仕切り及び送金）

第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第54条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に定める事項を正確に記載しなければならない。

（仕切り及び送金に関する特約）

第51条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を主たる事務所に備え付け、市長が必要があると認

めたときは、これを提出しなければならない。

- (1) 卸売業者名
  - (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
  - (3) 特約の内容
  - (4) 支払方法
- (委託手数料の率)

第52条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対し、委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(買受代金の即時支払義務)

第53条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買受代金を送金その他適切な方法により支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

3 卸売業者は、第1項の支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 卸売業者名
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

4 市長は、前項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、卸売業者に対し、特約の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第54条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(売買取引の条件の公表)

第55条 卸売業者は、市場法施行規則第20条の定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の報告及び公表)

第56条 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を市長に報告し、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品

(2) 相対取引により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、毎開場日、次に掲げる物品について、規則で定める時刻までに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告し、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品

(2) 相対取引により当日卸売をした物品

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第57条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに売買取引の方法ごとに、当日卸売された主要な品目について、

数量及び主要な産地並びに卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。この場合において、卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(委託手数料及び奨励金等の公表)

第58条 卸売業者は、毎月10日までに、その月の前月分の委託手数料の種類ごとの受領額並びに出荷奨励金及び完納奨励金の種類ごとの交付額を、インターネットを利用する方法又は卸売場の見やすい場所に掲示する方法により公表しなければならない。

#### 第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第59条 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により市長が定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

#### 第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第60条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のため又は臨時に使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。

(用途変更、転貸等の禁止)

第61条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第62条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、その返還の際原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

3 使用者が第1項の市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、直ちに使用者に対し、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第63条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第64条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第65条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者

に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(市場施設の使用料等)

第66条 市場施設の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

2 市場において使用する電力、水道、空調等の費用及びこれらの設備の維持管理に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 前各項に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第67条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由によって3日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。

(2) 第64条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。

(3) 市長が特別の理由があると認めたとき。

## 第6章 監督

(報告及び検査)

第68条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ



たものと解してはならない。

(改善措置命令)

第69条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第70条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、仲卸業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、売買参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第29条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の登録を消除し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
  - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
  - (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
- 6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。
- 7 前各項（第5項を除く。）の規定による取消しの処分及び第5項の規定による消除の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 8 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

## 第7章 雑則

### (卸売業務の代行)

第71条 市長は、卸売業者が第7条第1項の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

### (無許可営業の禁止)

第72条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

### (市場への出入等に対する指示)

第73条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

### (市場秩序の保持等)

第74条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第75条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第76条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市地方卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項、第22条第1項、第35条第1項又は第64条第3項の規定により預託されている保証金は、この条例による改正後の千葉市地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第9条第1項、第22条第1項、第32条第1項又は第60条第3項の規定により預託された保証金とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の登録を受けているせり人は、新条例第17条第1項の登録を受けたせり人とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の許可を受けて仲卸業者となっている者は、新条例第20条第1項の許可を受けた仲卸業者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の承認を受けている売買参加者は、新条例第26条第1項の承認を受けた売買参加者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第32条第1項の許可を受けて関連事業者となっている者は、新条例第29条第1項の許可を受けた関連事業者とみなす。
- 7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行の

日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表第 1

|      |               |
|------|---------------|
| 水産物部 | まぐろ類（加工品を除く。） |
|------|---------------|

別表第 2

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 青果部 | 市内産個 <sup>せん</sup> 撰の野菜及び果実 |
|-----|-----------------------------|

別表第 3

|      |                   |
|------|-------------------|
| 青果部  | 別表第 2 に掲げる物品以外の物品 |
| 水産物部 | 別表第 1 に掲げる物品以外の物品 |

別表第 4

| 市場施設    | 金額                                                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卸売場     | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月226円の割合で計算した額に当該施設に係る卸売業者のした生鮮食料品等の卸売金額に1,000分の5を乗じて得た額を加算した額                                                  |
| 仲卸売場    | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,210円の割合で計算した額（第47条第2項ただし書の規定による許可を受けて生鮮食料品等の買入れを行う場合にあっては、その販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に1,000分の5を乗じて得た額をこれに加算した額） |
| 倉庫      | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,100円の割合で計算した額                                                                                                |
| 包装加工施設  | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月880円の割合で計算した額                                                                                                  |
| 買荷保管積込所 | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月960円の割合で計算した額                                                                                                  |

|                        |           |                                                       |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 業者事務所                  |           | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,100円の割合で計算した額              |
| 関連商品売場                 |           | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,760円の割合で計算した額              |
| 空地                     |           | 当該空地の面積に対し、1平方メートルにつき1月64円の割合で計算した額                   |
| 冷蔵<br>庫                | 第1冷蔵<br>庫 | 当該施設一式につき1月3,520,000円の割合で計算した額                        |
|                        | 第2冷蔵<br>庫 | 当該施設一式につき1月3,190,000円の割合で計算した額                        |
|                        | 定温庫       | 当該施設一式につき1月990,000円の割合で計算した額                          |
| 低温<br>販<br>売<br>設<br>備 | 青果部       | 当該施設（縦25メートル横20メートル高さ5.5メートル）一式につき1月570,570円の割合で計算した額 |
|                        | 水産物部      | 当該施設一式につき1月400,850円の割合で計算した額                          |
| 福利厚生施設                 |           | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,100円の割合で計算した額              |
| 金融機関等                  |           | 当該施設の使用面積に対し、1平方メートルにつき1月1,430円の割合で計算した額              |
| 駐車場（市長が指定するものに限る。）     |           | 1台につき1月5,500円の割合で計算した額                                |

備考

- 1 この表の規定により計算して得た使用料の金額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
- 2 期間の計算については、1月に満たない期間は日割計算によるものとする。
- 3 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は1平

方メートルとする。

4 金額の計算については、1円未満は切り捨てるものとする。

~~~~~

議 案 説 明

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売業者の許可等について定めるほか、所要の改正を行うため、条例の全部を改正しようとするものであります。

議案第 39 号

千葉県保育所設置管理条例の一部改正について

千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県保育所設置管理条例（昭和 39 年千葉県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉県幸第二保育所の項を削る。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

幸第二保育所を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第40号

千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員に係る資格要件を緩和する経過措置を延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を、「修了したもの」の次に「（放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者であって、その新たに雇用された日から起算して1年以内に当該研修を修了することが見込まれるものを含む。）」を加え、同項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則第2条を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第3項の規定の適用については、令和2年1月1日から同年3月31日までの間に放課後児童健全育成事業者に新たに雇用された者は、同年4月1日に新たに雇用された者とみなす。



議 案 説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員認定資格研修に係る経過措置を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 2 号

千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例

千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 3 9 年千葉県条例
第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第 8 条の 4 教育職員（小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の
職員であつて、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄
養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者又は地方公務員法
第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）
及び実習助手の職にあるものをいう。以下この条において同じ。）の
健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資
するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行
う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図る
ための措置については、この条例に定めるもののほか、公立の義務教
育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律
第 7 7 号）第 7 条に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定め
るところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育委員会が学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるための根拠規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第43号

千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について
千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条
例

千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例（昭和45年千葉市条例
第29号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会」を「千
葉市就学支援委員会」に改める。

第2条中「心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関
し、」を「障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援につい
て調査審議し、教育委員会に」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（部会）

第8条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により
定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第5条第4項、第6条及び前条第1項の規定は、部会について準用
する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の
議決とすることができる。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市中心身障害児
童生徒就学指導委員会条例（以下この項において「改正前の条例」と

いう。)第3条第2項の規定により千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員として委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市就学支援委員会条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により、千葉市就学支援委員会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

~~~~~

#### 議案説明

心身障害児童生徒就学指導委員会の名称を変更するとともに、委員会に部会を置くことができることとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 4 号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成 1 2 年千葉県条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 6 3 の項第 4 号イ（イ）中「住宅仕様基準」を「モデル住宅法（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（i）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）、フロア入力法（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（ii）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）及び住宅仕様基準」に、「第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及び同号ロ（2）」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ（3）及び同号ロ（3）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能に係る簡易な評価方法による認定の審査手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第45号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 売却土地

区名	町名	地番	地目	地積
美浜区	高洲4丁目	2番1	公園	平方メートル 10,228.14

2 売却価格 4,410,129,000円

3 売却先

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号

住友不動産株式会社

代表取締役 仁島 浩順

~~~~~

議案説明

土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第46号

財産の処分について

市は、次のとおり建物を無償譲渡するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 譲渡財産 建物22件（千葉市乳牛育成牧場）

(1) 概要

| 名称       | 所在地             | 構造          | 面積<br>(平方メートル) |
|----------|-----------------|-------------|----------------|
| 育成牛舎1    | 千葉市若葉区富田町983番地1 | 鉄骨造         | 486            |
| 育成牛舎2    | 千葉市若葉区富田町984番地  | 鉄骨造         | 432            |
| 成牛舎      | 千葉市若葉区富田町983番地4 | 鉄骨造         | 322            |
| 受精卵移植施設  | 千葉市若葉区富田町983番地4 | 鉄骨造         | 115            |
| 堆肥舎      | 千葉市若葉区富田町989番地1 | 木造          | 102            |
| 糞尿発酵処理施設 | 千葉市若葉区富田町989番地1 | 鉄骨造（アーチ型）   | 475            |
| 糞処理施設    | 千葉市若葉区富田町989番地1 | パイプハウス      | 280            |
| 観賞用サイロ   | 千葉市若葉区富田町983番地5 | コンクリート造     | -              |
| バンカーサイロ  | 千葉市若葉区富田町985番地1 | コンクリート造     | 50             |
| 地下サイロ    | 千葉市若葉区富田町983番地1 | コンクリート造     | -              |
| ポンプ室     | 千葉市若葉区富田町986番地3 | 鉄筋コンクリート造   | 19             |
| 農機具倉庫1   | 千葉市若葉区富田町985番地5 | 軽量鉄骨造       | 96             |
| 農機具倉庫2   | 千葉市若葉区富田町992番地1 | 軽量鉄骨造       | 77             |
| 農機具倉庫3   | 千葉市若葉区富田町983番地1 | 軽量鉄骨造       | 72             |
| 資材置き場    | 千葉市若葉区富田町983番地1 | 軽量鉄骨造       | 55             |
| 干し草置き場   | 千葉市若葉区富田町983番地1 | 軽量鉄骨造       | 62             |
| 倉庫       | 千葉市若葉区富田町986番地1 | コンクリートブロック造 | 13             |
| 作業車置き場   | 千葉市若葉区富田町983番地4 | 木造          | 101            |
| 管理事務所    | 千葉市若葉区富田町983番地3 | コンクリートブロック造 | 52             |

|      |                 |             |    |
|------|-----------------|-------------|----|
| 会議室  | 千葉市若葉区富田町983番地3 | コンクリートブロック造 | 41 |
| 宿舎   | 千葉市若葉区富田町986番地1 | 木造          | 67 |
| 公衆便所 | 千葉市若葉区富田町983番地4 | 鉄筋コンクリート造   | 26 |

- (2) 譲渡先 東京都渋谷区東1丁目17番5号イースト常磐松1F  
株式会社千葉牧場  
代表取締役 川上 鉄太郎

~~~~~

議 案 説 明

千葉市乳牛育成牧場の建物を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第47号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
昭和の森	千葉市美浜区真砂3丁目3番7号 株式会社塚原緑地研究所 代表取締役 塚原 道夫	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

~~~~~

議案説明

昭和の森の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第48号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉県市川市国府台5丁目24番14号  
氏名 川口 明浩  
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第49号

議決事件の一部変更について

平成31年3月6日議決された「千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 24,942,600,000円

変更後 26,238,048,000円

(参考)

議案第60号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市新庁舎整備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区千葉港1番1号
- 3 工事概要 (1) 建築工事一式
(2) 電気設備工事一式
(3) 空調設備工事一式
(4) 給排水設備工事一式
(5) 昇降機設備工事一式
(6) 外構工事一式
(7) 解体工事一式
(8) 実施設計業務一式
(9) 工事監理業務一式
- 4 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 24,942,600,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成37年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市中央区新町1000番地
大成・鶴沢建設共同企業体
代表者 千葉市中央区新町1000番地
大成建設株式会社 千葉支店
支店長 白川 賢志
千葉市若葉区千城台西1丁目38番1号
鶴沢建設株式会社
代表取締役 鶴沢 朋生



議 案 説 明

千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第50号

市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

令和2年2月18日提出

千葉市長 熊谷俊人

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	市道路線認定図番号
①	宮崎128号線	宮崎町地内	宮崎町地内	1
②	幕張511号線	幕張町4丁目地内	幕張町4丁目地内	2
③	幕張512号線	幕張町2丁目地内	幕張町2丁目地内	3
④	幕張513号線	幕張町2丁目地内	幕張町2丁目地内	
⑤	武石町93号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	4
⑥	武石町94号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	
⑦	おゆみ野中央221号線	おゆみ野中央4丁目地内	おゆみ野中央4丁目地内	5

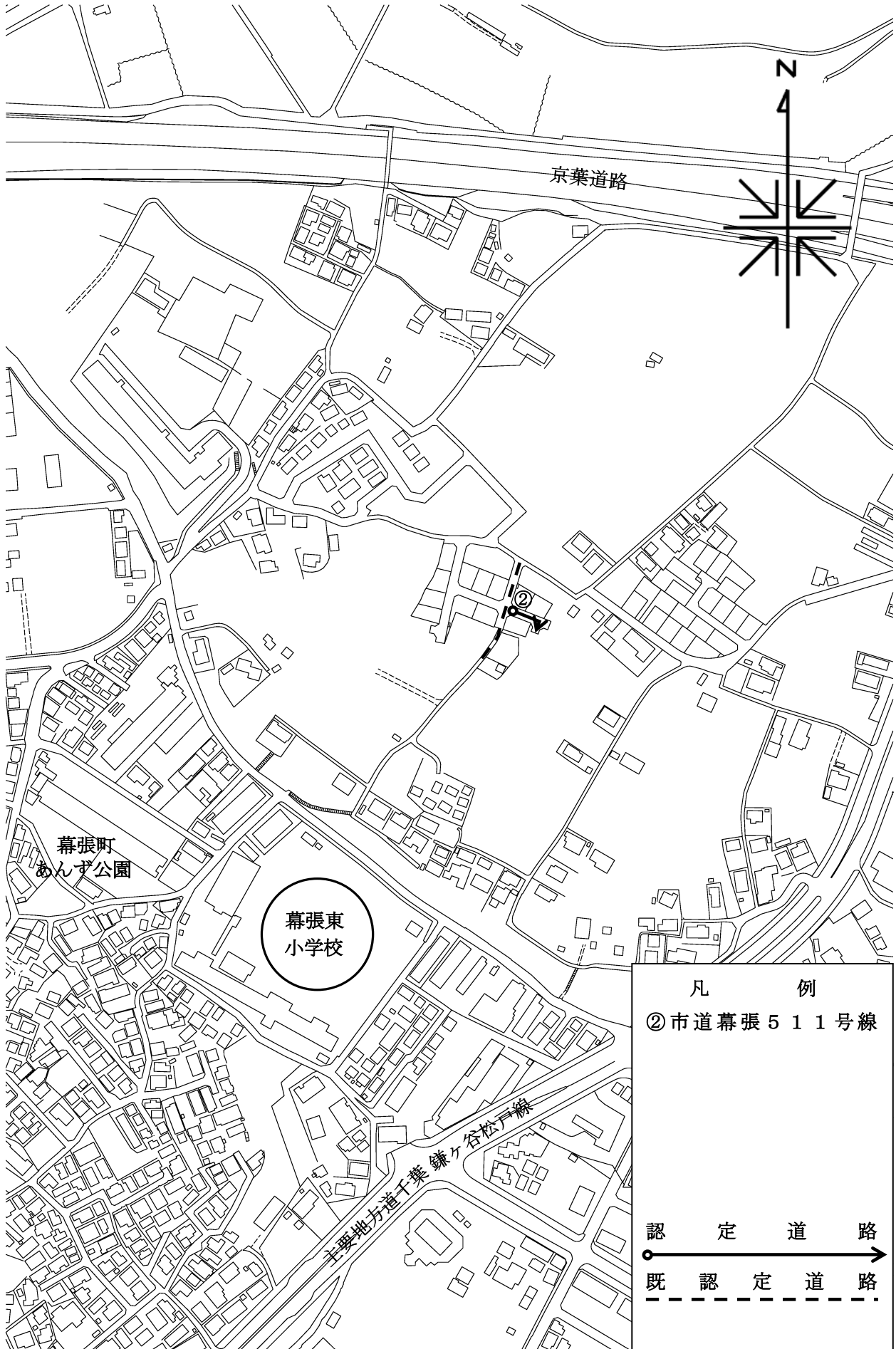
市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	摘要	市道路線廃止図番号
①	天戸町49号線	天戸町地内	天戸町地内	全部廃止	1
②	天戸町62号線	天戸町地内	天戸町地内	全部廃止	
③	天戸町63号線	天戸町地内	天戸町地内	全部廃止	
④	生実町117号線	生実町地内	生実町地内	全部廃止	2
⑤	生実町118号線	生実町地内	生実町地内	全部廃止	

整理番号① 市道路線認定図1



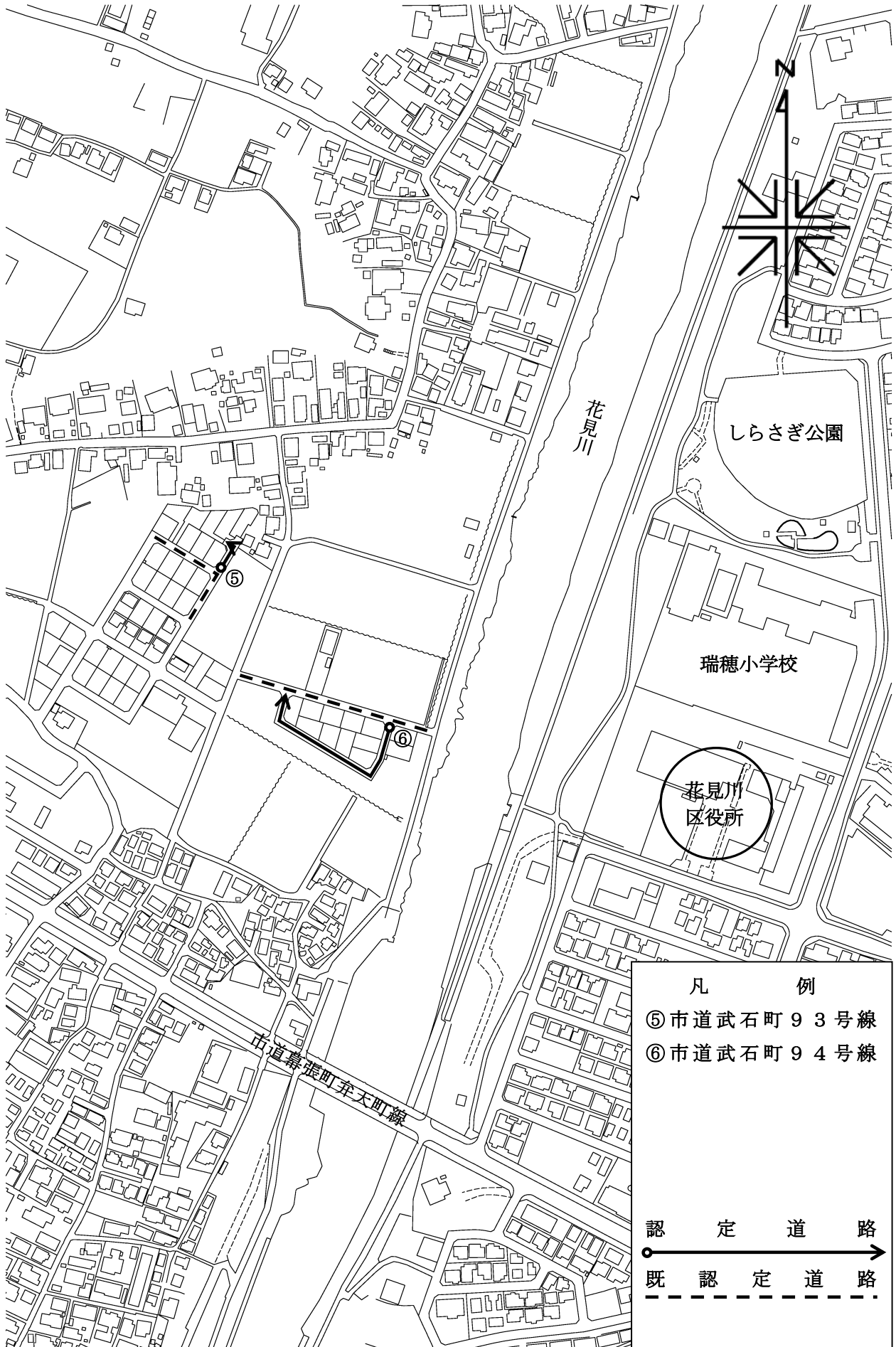
整理番号② 市道路線認定図 2



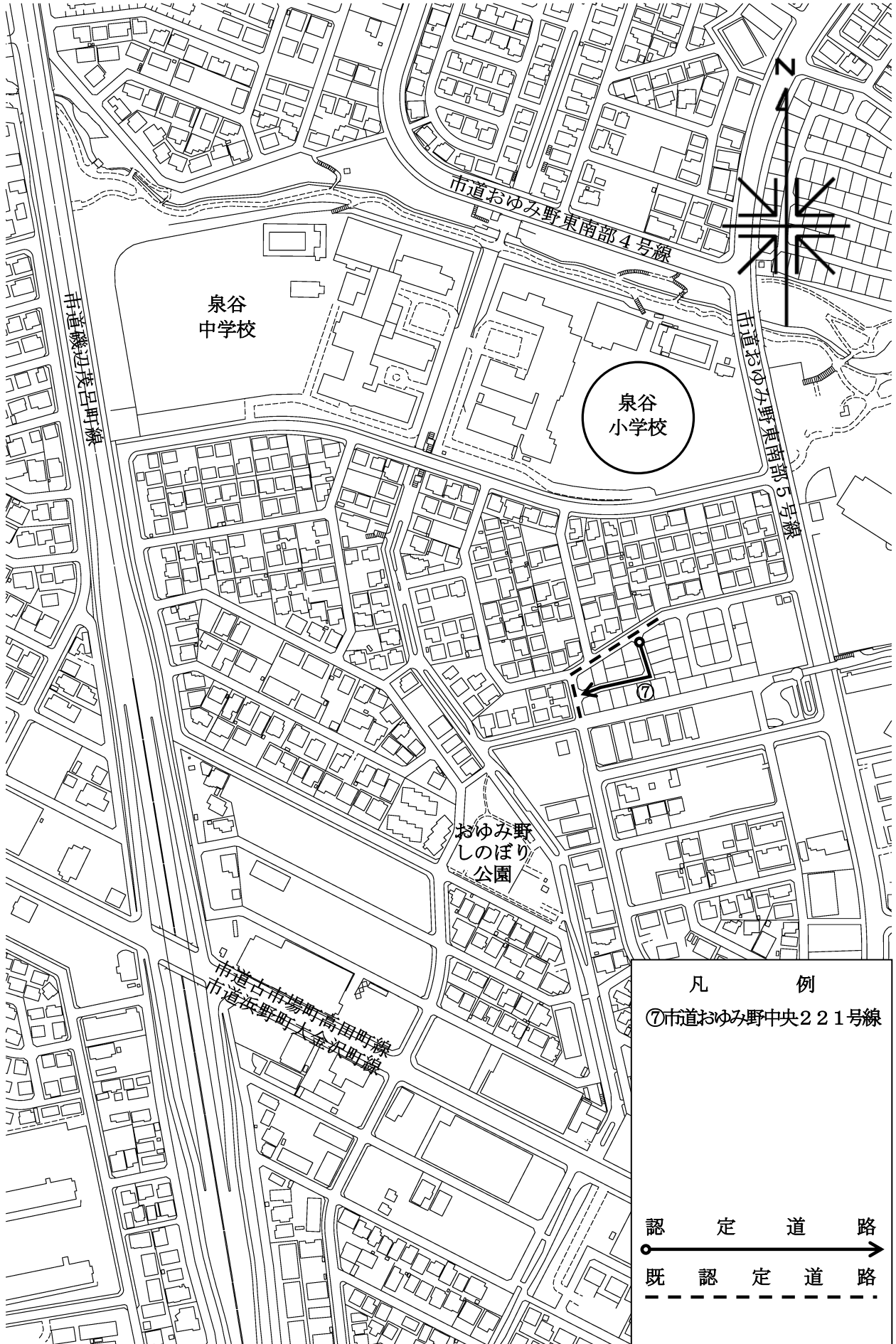
整理番号③④ 市道路線認定図3



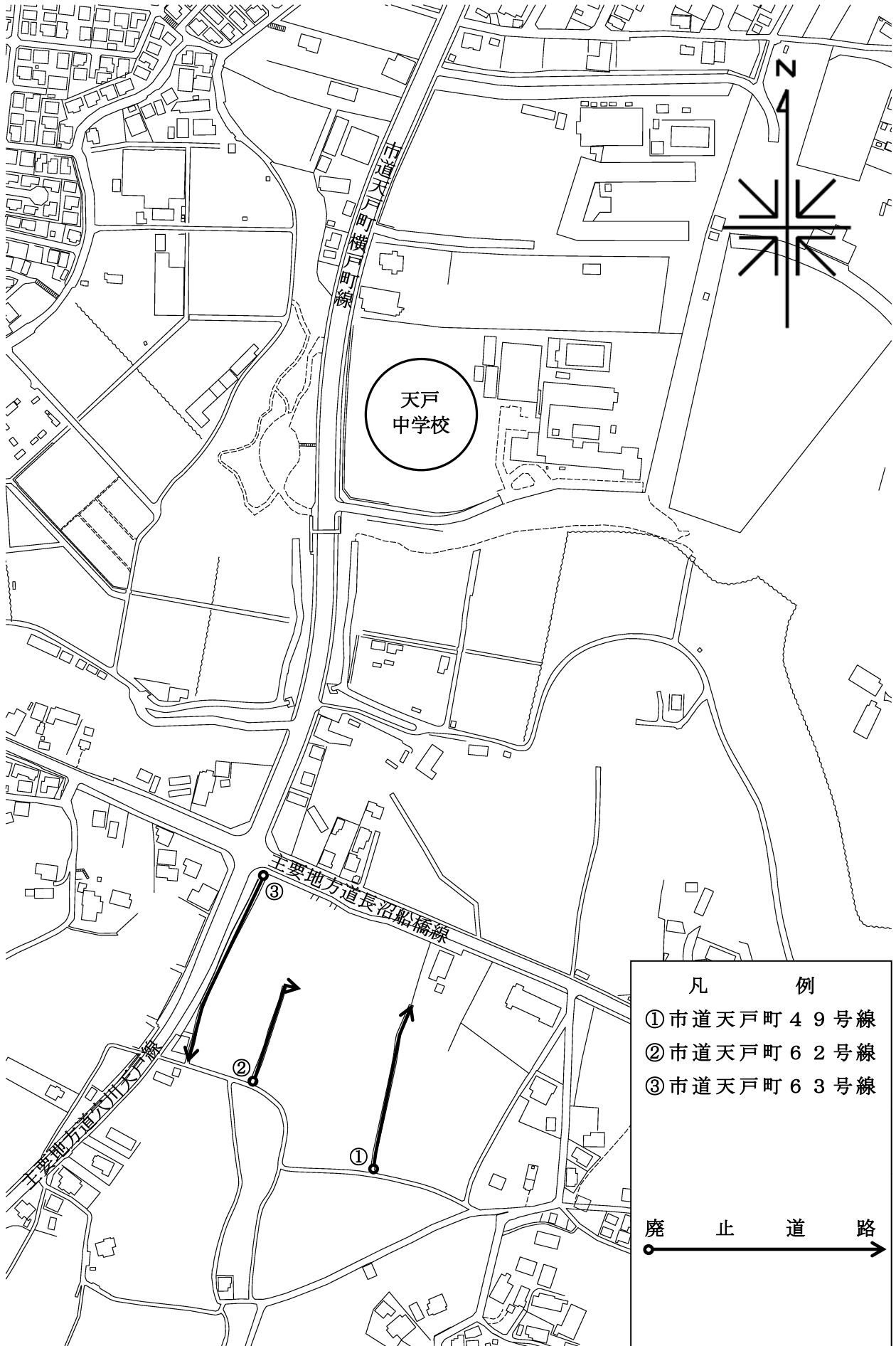
整理番号⑤⑥ 市道路線認定図4



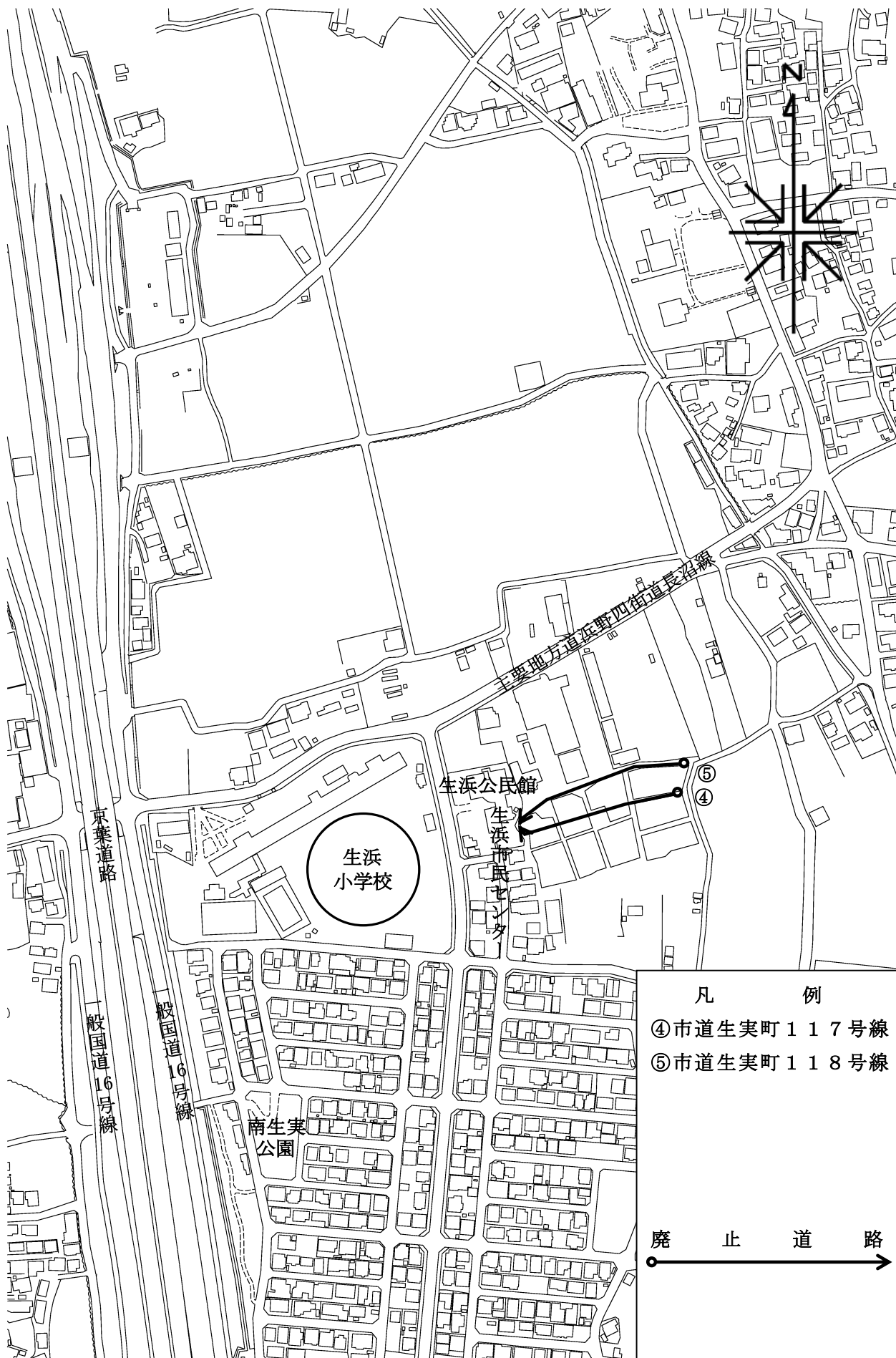
整理番号⑦ 市道路線認定図5



整理番号①～③ 市道路線廃止図1



整理番号④⑤ 市道路線廃止図2




~~~~~

### 議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。